

2026年5月13日

各 位

会 社 名 日本ドライケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 亀井 正文
(コード番号: 1909 東証スタンダード)
問合せ先 企画・IR部長 矢尾 拓麻
(TEL. 03-5815-5050)

会 社 名 TCG2511株式会社
代表者名 代表取締役 齋藤 玄太

**TCG2511株式会社による日本ドライケミカル株式会社(証券コード:1909)の
普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

TCG2511株式会社は、本日、日本ドライケミカル株式会社の普通株式を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定しましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、TCG2511株式会社(公開買付者)が、日本ドライケミカル株式会社(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年5月13日付「日本ドライケミカル株式会社(証券コード:1909)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年5月13日

各 位

会 社 名 TCG2511 株式会社
代 表 者 名 代表取締役 齋藤 玄太

日本ドライケミカル株式会社（証券コード：1909）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

TCG2511 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、日本ドライケミカル株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：1909、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 対象者の名称

日本ドライケミカル株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2026年5月14日（木曜日）から2026年6月29日（月曜日）まで（33 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,730 円

(5) 買付け予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	22,403,872 (株)	13,465,700 (株)	— (株)

(6) 決済の開始日

2026年7月6日（月曜日）

(7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

2. 公開買付けの目的の概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式の取得等を目的として、2025年12月18日に、The Carlyle Group（関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「カーライル」といいます。）により設立された株式会社です。ALSOK株式会社（以下「ALSOK」といいます。）は、2026年4月30日に、公開買付者に対する出資を行い、公開買付者は、本書提出日現在、ALSOK及びケイマン諸島法に基づき2025年9月15日に組成されたリミテッド・パートナーシップであって、カーライルがその持分の全てを所有・運用するCJPVHC Holdings XI, L.P.（以下「カーライル・ファンド」といいます。）がそれぞれその発行済株式の50.00%、50.00%を所有しております。

公開買付者の特別関係者であるALSOKは、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式4,400,000株（所有割合（注1）：16.41%）（以下「本不応募合意株式」といいます。）を所有する対象者の筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としております。一方で、カーライル、カーライル・ファンド、及び公開買付者（以下、ALSOKと総称して「公開買付者ら」といいます。）は、いずれも対象者株式を所有しておりません。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2026年5月13日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（28,727,248株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,912,544株）を控除した株式数（26,814,704株）（以下「調整後対象者発行済株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

カーライルは、グローバルに展開する投資会社であり、世界4大陸の27拠点において約2,500名の社員を擁し、3つの事業セグメント（注2）において、678のファンドを通じ総額約4,769億ドルの資産を運用しております（2025年12月末現在）。

（注2）具体的には、（i）上場会社の非公開化を含むバイアウト投資、グロース・キャピタル（新興企業への成長資金の提供）、戦略的マイノリティ出資（少数持分投資）等の投資活動や、不動産やエネルギー等のリアルアセット投資を含む「グローバル・プライベート・エクイティ」（運用総額約1,635億ドル）、（ii）ローン担保証券、メザニン等、主にクレジットへの投資を行う「グローバル・クレジット」（運用総額約2,113億ドル）、及び（iii）プライベート・エクイティ・ファンドへの投資を行う「カーライル・アルプインベスト」（運用総額約1,020億ドル）の3事業セグメントです（いずれも2025年12月末現在）。

このうち、「グローバル・プライベート・エクイティ」セグメントにおいて企業への投資活動を行うコーポレート・プライベート・エクイティ投資では、1987年の設立以来、累計約800件以上の投資実績を有しております。また、日本国内でも、2000年に活動を開始して以来、日本企業に対する投資を中心に行うバイアウトファンドにおいて、株式会社ツバキ・ナカシマ、株式会社日本医療事務センター（現株式会社ソラスト）、シンプレクス株式会社、アルヒ株式会社（現SBIアルヒ株式会社）、日立機材株式会社（現センクシア株式会社）、ウイングアーク1st株式会社、オリオンビール株式会社、株式会社リガク、AOI TYO Holdings株式会社（現KANAMEL株式会社）、東京特殊電線株式会社（現株式会社TOTOKU）、株式会社ユーザベース、岩崎電気株式会社、星光PMC株式会社（現CHEMIPAZ株式会社）、日本KFCホールディングス株式会社、株式会社キョウデン、株式会社カオナビ及び株式会社トライト等に対する累計約40件の投資実績を有しております（2025年12月末現在）。

公開買付者は、本日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、本不応募合意株式4,400,000株（所有割合：16.41%）、対象者が所有する自己株式1,912,544株（所有割合：7.13%）及び譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができない譲渡制限付株式（10,832株、所有割合：0.04%）（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）の合計6,323,376株（所有割合：23.58%）を除きます。）を取得することにより、対象者を完全子会社化す

ることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを 2026 年 5 月 14 日から開始することを決定しました。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、本不応募合意株式、対象者が所有する自己株式及び本譲渡制限付株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請することを予定しております。なお、本スクイーズアウト手続の詳細については、公開買付者が 2026 年 5 月 14 日に提出する公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の本公開買付届出書の「4 買付け等の目的」の「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

なお、本公開買付けに際して、ALSOK及びカーライル・ファンドは、本日、ALSOKが、本不応募合意株式について本公開買付けに応募しないことを含む、本取引に係る諸条件について定めた契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しております。ALSOK及びカーライル・ファンドは、本公開買付契約において、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とし、ALSOKに対する合併対価を公開買付者の普通株式とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施し、本合併の完了後、公開買付者を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行い、新たに持株会社（以下「新設持株会社」といいます。）を設立することに合意しております。本株式移転の完了後、新設持株会社の議決権の約 51%をALSOKが、約 49%をカーライル・ファンドがそれぞれ保有する合併体制に移行することを企図しております（本合併におけるALSOKに付与される対価については、公開買付価格を基準として算定予定であり、本合併の対価としてALSOKに対して特別な価値を付与すること等は予定しておりません。）。本公開買付契約の概要については、本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「（6）公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限（注 3）を 13,465,700 株（所有割合：50.22%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（13,465,700 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 3）本公開買付けにおける買付予定数の下限（13,465,700 株）は、調整後対象者発行済株式総数（26,814,704 株）に係る議決権の数（268,147 個）に 3分の2 を乗じた数（178,765 個、小数点以下切り上げ）から、本不応募合意株式に係る議決権の数（44,000 個）及び本譲渡制限付株式（10,832 株）に係る議決権の数（108 個）を控除した数（134,657 個）に、対象者の単元株式数である 100 株を乗じた株式数に設定しております。なお、かかる買付予定数の下限（13,465,700 株）は、本公開買付けにより、対象者株式の全て（ただし、本不応募合意株式、対象者が所有する自己株式及び本譲渡制限付株式を除きます。）を取得できずに、株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本公開買付け後に公開買付者らが所有する議決権の数及び本譲渡制限付株式に係る議決権の数の合計が、対象者の総株主の議決権の 3分の2 以上となるようにするためです。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役 4 名を含む、対象者の全取締役 7 名のうち、平林学氏を除く 6 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続に賛同する見込みであると考えております。

3. 本公開買付けの目的等

ALSOKは、持分法適用関連会社化では当初期待された企業価値の向上といったシナジー効果は

限定的な範囲にとどまっております、両社の企業価値の向上をもたらすには至っており、ALSOKが商流に介在する形での取引が中心とならざるを得ない状況となっているため、このような構造的な制約が対象者の商品・サービスの展開を阻害する要因となっている可能性が高いとの考えのもと、2024年8月下旬に対象者へ今後の子会社化を含む資本関係強化の意向を伝え、協議を行ってきました。ALSOKは、当該考えのもと、2025年3月上旬より公開買付けによる対象者の子会社化の検討を開始し、2025年7月8日にALSOKの取締役会での決議を経て、対象者に対して、同年7月9日付で対象者を完全子会社化するための一連の取引に係る買収提案を含む対象者株式の取得に関する法的拘束力を有しない意向表明書を提出しました。

カーライルは、従前より面識があった対象者について、2025年8月下旬から同年9月中旬にかけて、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を通じて、対象者の完全子会社化を含む対象者株式の非公開化について意向確認を打診され、SMBC日興証券より開示を受けた情報や公開情報に基づき分析及び検討を進め、かかる検討の結果、対象者に対して、2025年10月27日付で対象者を完全子会社化するための買収提案含む対象者株式の取得に関する法的拘束力を有しない意向表明書を提出しました。

その後、ALSOK及びカーライルは、2025年10月31日に、SMBC日興証券より、対象者の完全子会社化を含む対象者株式の取得に関する法的拘束力を有する提案を提出するための最終入札、並びにALSOK及びカーライルの2社を比較検討するための最終候補者選定プロセスの実施に関する案内を受領しました。

その後、ALSOK及びカーライルは、2026年2月10日より、共同投資の可能性に関する具体的な協議を開始しました。ALSOK及びカーライルは当該協議を通じて、ALSOKが有する警備・防災等の事業基盤と、カーライルが有するグローバルな知見及び経営改善ノウハウを融合させることが、対象者の持続的かつ中長期的な成長において最善の選択であるとの認識で一致しました。

ALSOK及びカーライルは、対象者は防災設備の設計・製造・施工・保守を一貫して手掛ける総合防災企業として、長年にわたり日本の社会・産業インフラの安全を支えてきたものと認識しております。特に、プラント、データセンター、半導体工場などの高い信頼性が求められる分野において対象者は、泡・ガス系消火設備を中心に圧倒的な実績と技術力を蓄積し、同分野で確固たるリーディングポジションを確立しており、対象者のエンジニアリングサービスに対する顧客からの信頼性は業界トップクラスであると理解しております。また、特に関東圏の非住宅分野においては、業界でも屈指の施工管理者数を擁していると考えており、複雑かつ大規模な案件を安定的に遂行できる体制を構築している点が対象者の大きな競争優位性となっていると認識しております。

さらに、ALSOK及びカーライルは、対象者が近年、防災設備事業・メンテナンス事業・商品事業の各領域でバランスの取れた事業成長を実現し、2025年3月期には過去最高の営業利益を達成するなど、堅調な成長軌道を歩んでいるものと認識しております。また、対象者は経営体制の強化を進めるとともに、対象者中期経営計画を策定し、法令に基づく要請の枠を超えた社会的要請に対応できる先端防災ソリューションカンパニーへの進化を経営の中心に据えており、対象者の成長のコアである人的資本への投資を一層強化していると認識しております。さらには、IG-541（注1）等の対象者独自の消火設備やVESDA（注2）等の先端防災ソリューション関連製品と今後の成長セグメントであるデータセンターやプラント分野における高いプレゼンスを組み合わせることにより、対象者はさらなる成長余地があるものと認識しております。また、今後も高まっていく防災・防火に対する社会的ニーズ、エネルギー転換を背景とするプラントの新設やリニューアル、首都圏で継続する再開発事業、建築物の高機能化、指数関数的に増大するデータ量に対応するための新設のデータセンター需要、特に外資系を中心とする企業からの人体・環境への安全に対する要請などの高まりを背景に、IG-541やVESDAをはじめとする対象者が長年注力し続けてきた先端防災ソリューションへのニーズは一層の拡大が見込まれます。これらを踏まえ、対象者は新たな成長ステージに入っていると認識しております。

（注1）「IG-541」とは、窒素、アルゴン及び二酸化炭素を主成分とする混合ガスを用いた不活性ガス消火システムをいいます。

（注2）「VESDA」とは、エクストラリス（Xtralis）社製の空気吸引式超高感度煙検知システム（Very Early Smoke Detection Apparatus）

をいいます。

AL SOK及びカーライルは、対象者が有する技術力、施工管理能力、顧客基盤、そして社会的信頼という強固な競争優位を踏まえれば、その成長ポテンシャルは極めて大きく、適切な経営基盤と実行体制が整えば、業界再編を牽引する防災業界の雄へと大きく飛躍できると考えております。一方で、旺盛な需要を確実に取り込み、この新しい成長ステージの波に乗るためには、従来の延長線上の取り組みではなく、以下に掲げる抜本的な経営上の課題解決が不可欠であると認識しております。特に業界では施工管理者を中心にリソースのひっ迫が顕著となっており、潤沢な人的リソースを確保できるかが、今後の成長を左右する極めて重要な要素となっております。需要過多という追い風の業界環境のもと、対象者としては施工管理者を含む人材基盤の強化を行うことで、この旺盛な需要を確実に取り込むことが最重要課題であると考えております。AL SOK及びカーライルは、これらの経営上の課題への対応においては、柔軟かつ迅速な意思決定体制のもと、株主・経営陣が一体となって中長期的な視点でスピード感を持って大胆に各施策を実行できる環境を確保することが不可欠であると考えております。しかしながら、これらの施策は、短期的には対象者の利益に直接貢献しない可能性があり、上場維持したままこれらの施策を実施すれば短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、対象者の株価にマイナスの影響を及ぼす可能性を否定できないと考えており、かかる検討を踏まえ対象者株式を非公開化することで、対象者の各課題に対する価値向上の施策をAL SOK及びカーライルが両社の経営リソース・ノウハウを結集して対象者をサポートすることができると思えるに至りました。

このような考えのもと、AL SOK及びカーライルは、対象者と協議を重ねた結果、対象者を完全子会社化することを目的として、公開買付者を通じて本公開買付けを実施することを決定しました。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934. その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933. その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人 (これらの関連者を含みます。) は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。

ます。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。